

平成28年度

エコアクション21

# 環境活動レポート

17(平成29)年4月7日作成

有限会社 旭川ニッコータイヤ

<http://www.nikko-tire.co.jp/>

## 目 次

1 組織の概要(一部優良認定公開情報を含む).....	1
2 対象範囲 .....	3
3 環境方針 .....	3
4 環境目標 .....	5
5 環境活動計画 .....	5
6 環境目標の実績 .....	6
7 環境活動計画の取組評価とその評価、次年度の取組内容 .....	6
8 環境関連法規等の遵守及び評価の結果並びに違反の違反、 訴訟等の有無 .....	7
9 代表による全体評価と見直しの結果 .....	8

## 【1 組織の概要】

### ① 会社組織

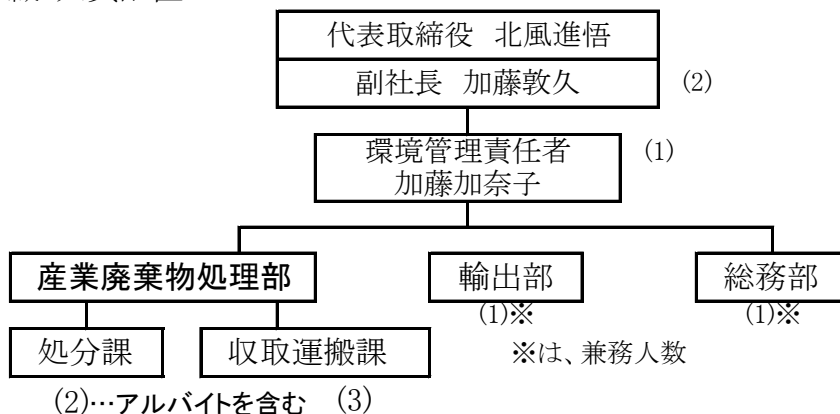
会 社 名	有限会社 旭川ニッコータイヤ
本 社 所 在 地	〒070-8046 北海道旭川市忠和6条3丁目2番8号
工場・事務所所在地	〒070-8051 北海道旭川市江丹別町嵐山250-3
設 立 年 月 日	1983年3月24日
資 本 金	300万円
代 表 者	代表取締役 北風 進悟1983年(昭和58年)3月24日就任
役 員 等	取締役 北風 裕子1983年(昭和58年)3月24日就任 専務取締役 立花 和雄1983年(昭和58年)3月24日就任
事業内容	廃タイヤの収集運搬及び中間処理 中古タイヤ輸出 更生タイヤ委託加工・販売
事 業 経 歴	昭和53年4月旭川市で廃タイヤ等の回収業を開始し、S58年3月法人化をした。昭和63年11月に産業廃棄物収集運搬業、H9年12月に産業廃棄物処分業の許可を取得し、H13年8月から現在地に移転した。
環境管理責任者	加藤加奈子
事務局担当者	加藤加奈子
連絡先	TEL 0166-62-4478                      Fax 0166-62-4477 メール plant@nikko-tire.co.jp

### ② 事業規模

区分		年度	単位	'14(H26)年	'15(H27)年	'16(H28)年
産 業 廃 棄 物	収集運搬量		t	1,809.80	1,362.70	1,271.11
	廃タイヤ等受託量		t	2,009.54	1,562.34	1,421.74
	中 間 処 理	再利用	t	298.12	211.01	203.28
		燃料資源化	t	1,127.40	1,052.26	1,057.62
		金属資源化	t	72.92	77.61	42.13
		合計	t	1,498.44	1,340.88	1,303.03
売上高		百万円	50.4	50.9	44.5	
従業員数		人	8	8	8	
床 面 積	工場	m <sup>2</sup>	194.4	194.4	194.4	
	事務所	m <sup>2</sup>	19.4	19.4	19.4	
	合計	m <sup>2</sup>	213.8	213.8	213.8	

③ 組織体制(部門別人員配置図、処理業講習受講状況)

i 組織・人員配置



ii 産業廃棄物処理業の許可(更新)に関する講習受講状況

○ (公財)日本産業廃棄物処理振興センター開催

- ・ 収集運搬課程(更新)、H27年9月4日受講、No.(515058107)
- ・ 処分課程(更新)、H24年11月9日受講、No.(612146064)

④ 産廃等処理業許可の内容

		許可期間	許可番号	許可対象産業廃棄物
産業廃棄物 収集運搬業	北海道	H.27.11.26 H.34.11.25	第00100010516号	廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
産業廃棄物処分業	旭川市	H.24.12.28 H.31.12.23	第05020010516号	破碎(廃プラ)
産廃破碎機	旭川市	H.13.4.9	旭廃対指令第130002号	廃プラ
一産破碎機		H.13.4.17	旭廃対指令第130005号	
広域再生利用の特例	収運	H.08.05.24	指定第21号	廃ゴムタイヤの収集運搬
	処分	H.10.11.16	指定第712号	廃ゴムタイヤの破碎

⑤ 施設及び処理の状況

i 収集運搬業

運搬車輛の名称	車両ナンバー	積載量	
ダンプ	旭川100 は 1439	12,470kg	廃プラ類・金属くず・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず・コンクリートくず等・がれき類
キャブオーバー	旭川100 さ 9573	3,200kg	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず
キャブオーバー	旭川100 は 569	5,200kg	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず
キャブオーバー	旭川11 た 3276	7,700kg	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず

ii 処分(中間処理)業

1) 処理施設

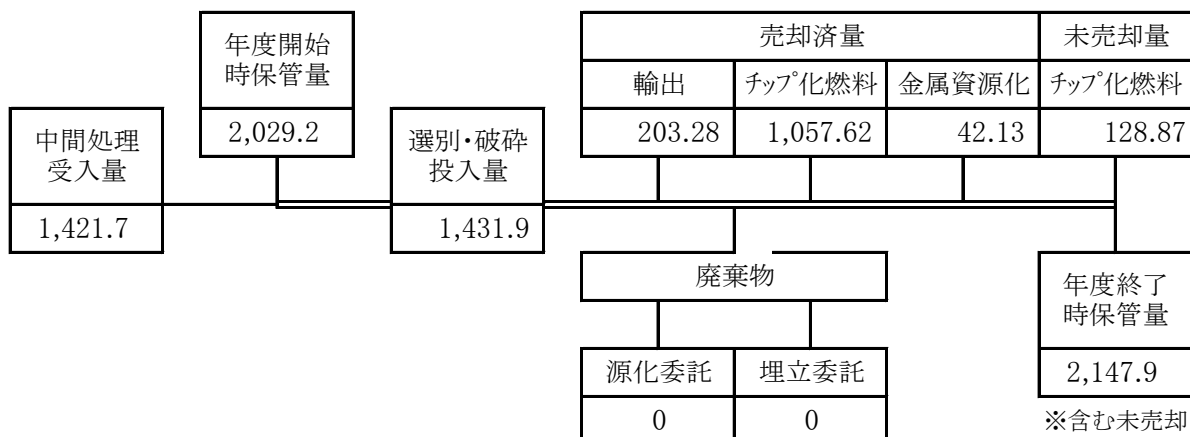
処理施設の種類	破砕機
処理産廃の種類	廃プラスチック類
設置年月日	平成9年12月24日
設置場所	北海道旭川市江丹別町嵐山250番3、251番
処理能力	42.4t/日(8時間)、5.3t/時間
処理方式	切断式
構造・施設の概要	鉄骨造

2) 保管場所…北海道旭川市江丹別町嵐山250番3、251番

i 面積170㎡・上限量46.7㎡ ii 面積100㎡・上限量66.7㎡ iii 面積100㎡・上限量66.7㎡

3) 保管の種類(廃プラ類)

iii 事業場の当年の処理工程図



iv 処理実績

1) 収集運搬の実績(H28年3月～H29年2月)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
廃タイヤ等	30	104	175	124	111	80.1	107	141	200	151	22.2	27.5	1,271.1

2) 中間処理の実績(H28年3月～H29年2月)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
タイヤ等受託量	31.7	141	200	141	121	91.1	120	158	213	152	25.5	27.7	1,421.7
処 理 売 却	輸出	11.2	1.34	1.18	1.14	11.5	11	7.09	18.5	20.5	99.1	5.87	203.28
	資源化	80.2	90.2	88.8	120	108	86.8	62	87.9	107	78.7	69.8	1,057.62
	金属資源	0	0	15	3.97	0	0	0	0	0	17.4	5.8	42.13
合計	91.4	91.5	105	125	119	97.8	69.1	106	127	195	81.5	93.8	1,303.0

## ⑥ 地域融和

当社の施設は、利害関係者に対し公開するので、事前にご連絡してください。

## ⑦ 環境保全への取組み

- i エコアクション21認証新規登録(番号0000718)…平成18年1月10日以降更新継続
- ii 電子マニフェスト使用

## 【2 対象範囲】

- i 認証・登録範囲:全組織(タイヤリサイクル工場・事務所)
- ii 活動内容:廃棄物処理(廃タイヤの収集運搬及び破碎)業及びタイヤ等古物営業
- iii レポートの対象期間:H28年3月～H29年2月
- iv レポートの発行年月日; H29年4月10日

## 【3 環境方針】

### [企業理念]

地球環境問題が21世紀の重要課題であり地球資源が有限であることを考え、廃タイヤのリサイクルを推進すると同時に省エネルギーでの処理を図ることで環境保全に寄与することを基本とする。

### [環境方針]

弊社は廃タイヤの収集運搬及び中間処理業を行う上で、主に化石燃料と電力の消費が環境負荷の最大要因となっており、法規制及び地域社会の環境ルールを遵守しながら次の事項を目標に環境負荷の抑制を図ります。

記

- ・ 廃タイヤの再利用・再資源化に努めます
- ・ 二酸化炭素の排出量の削減に努めます
- ・ 環境関連法規制を遵守し北海道及び道内市町村の環境保全に尽力します
- ・ 廃タイヤリサイクル及び環境に関する知識の普及啓蒙に努めます
- ・ この環境方針は従業員に周知するとともに社会に公表します

2005(平成17)年7月1日 制定

2013(平成25)年3月1日 改訂

有限会社 旭川ニッコータイヤ

代表取締役 北風 進悟

印

#### 【4 環境目標】

○ 中長期目標は、次表のとおり。

目標項目		基準値(H27年)		中長期目標				
		実数	単位	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
削減	CO <sub>2</sub> 排出量	67,149.91	Kg-CO <sub>2</sub>	±0%	±0%	±0%	±0%	
	エネルギーの内訳	電力	27,647.00	kwh	±0%	±0%	±0%	±0%
		灯油	4,351.00	L	±0%	±0%	±0%	±0%
		軽油	14,313.26	L	±0%	±0%	±0%	±0%
	廃棄物排出量	0.00	Kg	±0%	±0%	±0%	±0%	
増大	資源生産量	1,340.88	t	+2%	+4%	+6%	+8%	
	グリーン購入促進	2	品目	適宜	適宜	適宜	適宜	
	公道の清掃活動	2	回	適宜	適宜	適宜	適宜	

※ 環境目標の設定等について

① 温室効果ガス関係

省エネ活動の開始以来約43%を削減した。

H27年度は、化石燃料は削減したが、電力量が増加し限界と判断をして±0%とした。

なお、CO<sub>2</sub>排出係数は、北海道電力のH25年値(0.678)とする。

② 使用水は、車等の洗浄用に雨水及び飲料用のウォーターサーバー水のため対象外とする。

③ 廃棄物は、鼻紙程度の一般廃棄物のみのため、当面排出量を0とした。

④ 循環資源生産量は、当社の努力より市況に影響されるため、評価の対処外とする。

#### 【5 環境活動計画】

##### 1 二酸化炭素の削減

① 消費電力の削減

- ・工場機械は計画に沿った運転を徹底する。
- ・電化製品の交換時は省エネタイプにする。
- ・複写機はまとめ印刷をする。
- ・事務所及び作業場は、使用していない時間帯は消灯する。

② 暖房用灯油の効率化

- ・通年で声かけをして、植物廃油の調達に努める。

③ 車両燃料(軽油)の効率化

- ・安全運転、エコドライブを徹底する。
- ・車両入れ替え時には低公害な車両にする。
- ・集荷時には適切な大きさの車両を選択する。

##### 2 廃棄物の排出量の抑制

- ・過剰梱包を断るようにする。
- ・物品を調達する際は詰め替え、リユースできる品を選ぶ。

### 3 循環資源の増加促進

- ・排出事業者へリサイクルの啓発に努める。
- ・再生資源化物の受け入れ先開拓に努める。

### 4 社会貢献の促進

- ・物品調達時はグリーン購入を促進する。
- ・工場周辺の公共道路の清掃活動を年2回(4、9月)実施する

## 【6 環境目標と実績】

○ H28年度の目標及び実績は、次表のとおりであった。

項目		基準(H27年)値		H28年度実績				
		実数	単位	目標係数	実績	基準値差	増減率	
削減	CO <sub>2</sub> 排出量	67,149.91	Kg-CO <sub>2</sub>	±0%	65,521.35	-1,628.6	-2.4%	
	エネルギー の内訳	電力	27,647.00	KWh	±0%	25,453.0	-2,194.0	-7.9%
		灯油	4,351.00	L	±0%	4,420.0	69.0	1.6%
		軽油	14,313.26	L	±0%	14,194.0	-119.3	-0.8%
	廃棄物排出量	0.00	m <sup>3</sup>	±0%	0.00	0.0	-	
増大	資源生産量	1,340.88	t	+2%	1,303.00	-37.9	-2.8%	
	グリーン購入促進	2	品目	適宜	2	-	-	
	公道の清掃活動	2	回	適宜	2	-	-	

※ 電力CO<sub>2</sub>排出係数は、北海道電力のH25年値(0.678)を採用した。

## 【7 環境活動計画の取組み結果とその評価、次年度の取組み内容】

### 1 温室効果ガスの削減

#### ① 温室効果ガスの排出と原単位分析

	H27年値	H28年値	増減率
CO <sub>2</sub> 排出量	67,149.9	65,521.4	-2.4%
電力使用量	27,647.0	25,453.0	-7.9%
灯油使用量	4,351.0	4,420.0	1.6%
軽油使用量	14,313.3	14,194.0	-0.8%

	H27年値	H28年値	増減率
kg-CO <sub>2</sub> /t	50.08	50.28	0.41%
kg-CO <sub>2</sub> /8人	8,393.74	8,190.17	-2.43%

※ tは、資源生産量(販売量)とした。

#### ② 温室効果ガスの排出評価と次年度の目標

- 電力は、タイヤの破砕量の他に破砕するサイズにも影響されるが、売り先の都合により破砕量が減少したため、妥当な結果と判断した。
  - 灯油は、気候の影響のため止むを得ないと判断した。
  - 軽油は、事業量が減少したため妥当と判断した。
- 上記の結果、事業量が減少した影響でCO<sub>2</sub>も約2.4%減少しており、妥当な範囲と判断したが、事業量は増加を図る必要から次年度はこのまま目標を継続すべきである。



### ③ 次年度の環境活動

環境活動の結果は、特に問題はなかったため、次年度も変更しない方がいい。

## 2 廃棄物の排出・抑制

- ・産業廃棄物は、資源化等により分をすることがなかった。
  - ・一般廃棄物は、事務1名の個人的廃棄物しかないと計測する程の量は排出しなかった。
- なお、次年度も廃棄物の排出及び抑制の把握に努めた方がいい。

## 3 循環資源生産量の増加

- ・循環資源生産量は、納入先の都合で2.8%減少した。
- なお、次年度は、リサイクルが本業である以上、当然増加を目指すべき。

## 4 社会貢献の促進

- ・グリーン購入は、トイレットペーパー、プリンターインクカートリッジの2品目を購入した。
- なお、当該事業は、次年度も当社の可能な範囲で実施した方がいい。
- ・公道の清掃は、4月28日及び9月29日の2回工場周辺の公道を清掃した。
- なお、清掃活動は、次年度も継続をした方がいい。

## 【8 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟の有無】

- ① 環境関連法規は、毎年1月に行政機関のHP等で改廃等をチェックして当社に必要な法律を次表のとおり確認しているため、適切と評価している。

適用法令	主な要求事項	確認状況
廃棄物処理法	廃棄物の投棄・焼却の禁止規定	遵守確認
	無許可営業の禁止規定	遵守確認
	処理施設の設置許可規定	遵守確認
	産廃の処理(運搬・保管・処分)基準	遵守確認
	産廃の委託基準及び管理票の交付・回付・報告規定	遵守確認
消防法・条例	灯油タンクの材質・保管基準及びタイヤの保管	届出で確認
道路運送車両法	車両の排ガス・騒音規定	車検で確認
水質汚濁防止法	公共水域へ油流出に関する措置・報告規定	事例なし
容器包装リサイクル法	排出者のリサイクル規定	適正処理
廃家電リサイクル法	排出者のリサイクル規定	事例なし
廃自動車リサイクル法	排出者のリサイクル規定	事例なし
グリーン購入法	事業者の環境物品等の取入れ規定	適宜実施

- ② 廃棄物処理法は、当社の事業に直接関係する法律で違反すると操業ができなくなるため違反することはないが、過去3年間に関係当局から違反の指摘もなく訴訟の事実もありません。
- ③ グリーン購入法は、会社の経済事情や必要商品等のこともあって未だ十分実施できていないが、止むを得ないと評価している。

## 【9 代表者による評価と見直し結果】

### 1 環境方針

H25年3月1日に改定をしたが、特に、状況の変化がないためこのままとする。

### 2 環境関連法規の取りまとめ等

環境関連法規一覧表は、行政機関のHPで変更のないことを確認しているが、浄化槽法など該当しない法律が残っているので削除すること。

また、環境関連法規等の遵守状況も問題のないことを確認をしているので、変更はしない。

### 3 環境目標及び環境活動等

- ・CO<sub>2</sub>の削減は、省エネ活動を開始して11年になり限界のため、±0%を継続する。
- ・廃棄物の排出等は、今後も把握に努めることとする
- ・資源の増加項目は、自社の都合で達成できないが、努力目標とする。
- ・社会貢献項目は、自社の可能な範囲で実施することとする。
- ・環境活動は、新たな省エネ機器の導入の時点で見直すか、次年度は変更しない。

### 4 実施体制・システム

当社は、小規模体制であり特に問題はないため、変更はしない。

### 5 その他

- 別表1の様式は、該当しない項目及び解説部分等を削除すること。  
なお、削除した結果、空白に他の表を記載してページ数を減らすこと。  
また、施行日は、年度開始日とすること。
- レポートの記載について、廃棄物処理法の許可事項は許可証のコピーを添付し、記載事項減らすことを検討すること。